

市民交流センターの月曜日開館に向けた臨時開館の拡大について

1. 目的

平成 17 年度から稼働率が高い時期において、規則で定める休館日を一部臨時開館することにより、利用者の拡大と利用者サービスの向上を図ってきました。

また、更に遊ホール協会理事会においても月曜日開館の意見が出されたことなどから、平成 29 年度に既に実施している臨時開館を拡大し、試行的に月曜日を開館することにより更なる利用サービスの向上と今後の運営改善に結び付けるものです。

2. これまでの経過（臨時開館）

○主に稼働率が高い時期で、

①週末で金曜日、土曜日が祝日に当たる日の翌日（祝日の翌日は休館）

②月曜日が祝日に当たる日（月曜日は休館）

年度	H29 年度	H28 年度	H27 年度
臨時開館日	5 日	4 日	3 日
年間開館日	2 9 7 日	2 9 6 日	3 0 0 日

3. 月曜日の臨時開館の試行的運用

今回の対応はこれまでの臨時開館の拡大として試行的に運用するものであり、年度途中から実施することから現契約（予算）の範囲内において調整対応することとし、試行期間における検証を踏まえ今後の運営改善に結び付けるものとします。

- ①試行的運用期間 平成 29 年 12 月から当面の間（運用では年度区切り）
- ②新たな臨時開館 毎週月曜日（既臨時開館を除き年度内 16 日間）を臨時開館します。
（但し、現契約において夜間における調整ができないため、17:00 までの開館とし、夜間の利用については試行期間において利用者ニーズの把握に努める。）
- ③周知等 市広報誌、ホームページ（フェイスブック）等、チラシ、ポスター等で広く周知するものとします。

担当：教育部市民交流センター

企画係 TEL 365-5000